

# 令和4年10月 四万十市農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年10月7日(金) 午後2時30分～午後3時35分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 14名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	8	遠地 美千代	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	13	土居 忠栄	18	福留 宜彦
6	安藤 久徳	14	清水 優志	19	畠中 温喜
7	谷崎 容子	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	8	竹村 光一
2	武井 健治	5	宮地 秀之		
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	桑原 宏文	9	山本 官	12	伊勢脇 精藏
2	篠田 新生	11	岡村 猛		

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	宮地 浩				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	係長 (西土佐地域担当)	田辺 秀樹
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹	安田 晃子
係長	柴 秀樹	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(7件)  
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(4件)  
 第3号議案 非農地証明書の交付について(4件)

- 報告事項  
 その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和4年10月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。  
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号9番 山本 官 委員、議席番号11番 岡村 猛 委員、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員の5名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中14名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2～6ページになります。

番号1。土地の表示は、片魚シンガイ 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴5年の47歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間155日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴45年の母ならびに農作業歴20年の弟の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は譲受人の母の自宅から500mほどの農地です。耕作面積は41アールとなり、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は耕作している農地と休耕状態の農地がありますが、今後は譲受人とその家族が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号2。土地の表示は、間崎字沖ノ洲 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲渡人は高齢で農作業を行うことが困難になったため売買するものです。譲受人は、農作業歴19年の34歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴39年の父、農作業歴37年の母、農作業歴1年の妻の4人となっております。農機具につきましては、コンバイン、軽トラック、管理機、トラクター、耕耘機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約2キロメートルの距離となっております。耕作面積は183アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地では現在、生姜と季節野菜等の作付けが行われており、取得後も引き続き、譲受人が耕作し農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号3。土地の表示は、森沢字イケダ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の84歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴50年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から1分ほどの距離となっております。耕作面積は56アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地では現在、水稻の耕作をしていますが、取得後も譲受人とその家族が引き続き水稻の耕作を続け、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号4。土地の表示は、蕨岡字岡本前 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴32年の52歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、耕耘機、コンバイン、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約500メートルの距離となっております。耕作面積は106アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は過去に宅地として利用されていましたが、10年以上前に家屋を取壊し現在に至っております。申請地を取得後は譲受人がミカンやレモン等の果樹類を作付けし、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号5。議案書は4ページになります。土地の表示は、西土佐口屋内字深瀬 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。なお、申請地の450番8については、現地確認したところ農業用倉庫が建っており、現況宅地課税であったため、取り下げします。譲受人は農作業歴47年の61歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約22キロメートルの距離となっております。耕作面積は52アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は現在、休耕田となっており、今後は譲受人が水稻として耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号6。土地の表示は、坂本字アキバ 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は使用貸借権の設定で、申請者についても議案書記載のとおりです。借人は農作業歴19年の49歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間100日となっております。労働力は、借人と、農作業歴55年の父ならびに農作業歴55年の母の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインをリース、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から15分ほどの距離となっております。耕作面積は30アール

となりますので、本市の下限面積である 30 アールを上回っております。

また、申請地では現在、水稻の耕作をしており、取得後は借人とその家族が引き続き水稻の耕作を行うということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号 7。土地の表示は、井沢字堂免 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人については番号 6 と同じですので、農作業歴や労働力、所有の農機具等の説明は省略いたします。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は、譲受人とその家族が水稻の耕作を行うということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

1 番の関係委員の伊勢脇委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

1 区の蕨岡・富山担当の東です。9 月 29 日に譲受人のお母さんに話を聞き、現地確認をしました。譲受人は公務員で高知の方に住んでおりまして、高知と四万十市を行ったり来たりの生活のため、農地については当分の間はお母さんと弟が管理をしていくとのことですので、問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 5 番 加用委員（八束地区担当）

5 番の加用です。番号 2・6・7 についてお話したいと思います。まず番号 2 ですが、申請地の状況は現在畑として耕作している農地で問題ないと思います。農作業の従事状況、下限面積、周辺地域との関係も問題なく、取得後は譲受人が畑として耕作するとのこと。次に 6 と 7 ですが、現在田として耕作している農地で問題なく、農作業の従事状況、下限面積、周辺地域との関係も問題なく、所有権移転後は譲受人が責任をもって耕作していくとのことですので、よろしく申し上げます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

3区の宮崎です。2番は、9月27日に加用委員と一緒に現地を見ました。前から作っている所なので、特に問題ないと思います。6番に関しては、現地を見に行きましたが、猪の防護柵を張っていて、田んぼに入っていく道くらいの網を張っていたので防護柵越しに現地を確認しました。問題ないと思いました。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、東中筋・中筋担当の清水です。3番の説明をします。事務局の説明もありましたが、9月26日、譲受人に会い、聞き取り調査をしました。申請地の状況ですが、耕作をしている農地です。すでに保有している農地、今回取得しようとする農地についても、効率的に利用して耕作を行うと認められます。下限面積、周辺の地域の農業上の利用についての悪影響はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の中筋・東中筋の岡本です。清水委員から説明がありましており、申請地はすでに作っていますので、問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

議席番号7番、蕨岡地区担当の谷崎です。9月28日に申請地の現地確認、また譲受人に電話確認しました。申請地の状況ですが、以前は畑として使用していたそうですが、現在は一面に10センチぐらいの草が生えていました。定期的に草刈りをして管理しているように見受けられました。今回取得しようとする農地は、取得後に果樹を植えるそうです。譲受人は蕨岡農事組合法人の組合長もされている蕨岡地域の中心的存在の担い手です。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事することを認められます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

1区の蕨岡・富山担当の東です。9月30日に現地を確認に行きました。自宅の方の場所も聞きましてお伺いしましたが、譲受人本人がいなくて、お父さんとお母さんに会いまして色々聞きましたが、今から管理をしていくということで問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号13番 土居委員（西土佐口屋内地区ほか担当）

議席番号13番、黒尊地区担当の土居です。9月30日、山口推進委員と申請地の状況確認および譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は、休耕地となっており草が少し茂っております。譲受人は主に水稻を耕作しており、今回取得しようとする農地についても水稻を耕作していくとのこと。周辺の農地に影響はありません。下限面積もクリアしております。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農地法3条の許可については適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇山口委員（西土佐口屋内地区ほか担当）

6区担当、山口です。今土居委員から説明がありましたように、9月30日に現地確認に行きました。休耕というふうになっていまして、このままの状態では耕作放棄地になってしまうのかなと思っておりましたが、今回この3条申請が出たということで耕作放棄地の解消にも繋がるというふうに思います。先ほど土居委員が言われたように、草が若干茂ってございましたけれど、今日来る途中に見た範囲の中では綺麗に草も刈ってございまして、本人のやる気というものも感じられました。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「7番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

議席番号19番、下田地区担当畠中です。事務局の説明のとおりですが、9月28日現地確認を行いました。一昨年まで譲渡人が水稻の苗床で使用していた田んぼですが、その後1年ちょっと放置しているようでしたが、草もわずかしか生えておらず、トラクターでたたけばすぐに田んぼになるということですが、大雨が降ると冠水する恐れがあるので、つくり土を確保しているので嵩上げをして水田にしています。今説明したのは6番でしたが、7番と両方同時に説明します。農機具等についても所有とリースでやっていくとのことでした。譲受人は若い人ですが、両親は熱が入っており、野菜作りを手伝ってやっていくということで意気込んでおりました。そこの借地についても、また次の7番の売買で購入農地についても、主に菜園をやっていくということで、なかなか熱が

入っておりました。親子で熱が入って、まだ農地も拡大していきたい気持ちがあり、売るのがあれば購入してや  
っていききたいというような話をしておりました。周辺の農地等の嵩上げをするについては、隣地とのトラブルが  
ないようにということで注意をしているところです。6番・7番同時に説明しましたが、何も問題ないというふ  
うに思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

7番の件ですけれども、10月2日に現地確認に行きました。特に問題ないと思いました。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は  
議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決を  
いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案  
のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説  
明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は7ページ、8ページにな  
ります。

番号1。土地の表示は、西土佐江川崎字上宮ノ前 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりで  
す。8月30日、事務局で現地に向かい、江川崎地区担当の桑原委員と竹村推進委員及び申請人立会いのもと現  
地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を

建築するために宅地とするものです。場所については、江川崎郵便局より西に1.9kmほどに位置する農地で、東側は宅地及び山林、南側は公衆用道路、北側・西側は農地ですが、所有者から転用についての同意を得ています。生活排水については、西側側溝を経由して南側道路側溝へ排水します。雨水については、自然浸透とし一部は勾配を利用して敷地内の西側側溝へ排水しますので、周辺農地への影響はないものと思われま。申請地については、平成31年2月に相続で取得した土地ですが、転用手続きを経ずに土地のかさ上げがなされており顛末書付きでの申請となっております。

申請地は、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号2。土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月27日、事務局と会長で現地に向かい、東山地区担当の井上委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、高知県幡多土木事務所より北東に約200mに位置する農地で、東側及び南側は所有者から転用についての同意を得ており、北側及び西側は市道のため周辺の農地への悪影響はありません。排水については、生活排水は農業集落排水施設に接続、雨水については北及び東に隣接する市道側溝へ排水します。申請地は、貸人が昭和44年12月に贈与で取得した土地ですが、転用手続きを経ずに造成がされており始末書付きでの申請となっております。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住宅専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号3、4ですが、関連がありますのでまとめて説明いたします。土地の表示は、具同田黒二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5～8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、具同小学校より南に220mほどに位置する農地で、番号3の南側は幅員6mの公衆用道路、西側は農地で転用についての同意を得ています。北側および東側は農地ですが、現在5条許可申請をしています。排水については、生活排水は浄化槽を経由して南側側溝へ放流、雨水については雨水枡を経由して南側側溝へ放流し、一部は自然浸透とします。また、番号4の東側、北側は宅地、西側については番号3と同様に転用についての同意を得ています。南側は現在5条許可申請をしています。排水については番号3と同様に処理する計画となっております。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。以上です。

#### ◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

1番の関係委員の桑原委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

#### ◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐方の川地区ほか担当）

8区担当の竹村です。内容は事務局から詳しい説明がありました。顛末書付きということがありますが、現地を確認し、普段から自分も仕事でもちよくちよくこの前を通りましたが、特に問題はないと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番の井上です。詳細につきましては、事務局から詳しい説明がありましたので省略させていただいて、ご覧のとおり現場に行った時にすでに手を加えた状態になっておりまして、この状態ではいかんということで始末書付きということになっています。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

9月27日に事務局、会長、井上委員と一緒に現地確認をしました。今言われたように、すでに車が停まっている状態ですが、始末書付きでの申請ということで問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「3番・4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当の正木です。3番・4番の案件について説明します。事務局の説明のとおり、ここは都市計画区域でありまして、住宅を建てるということは問題ありません。排水の関係も浄化槽を設置して既設の排水路の方に流すということでございます。問題ございません。適当だと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

9月27日に事務局、会長、正木委員と現地確認をしました。特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は9ページ・10ページになります。

番号1。土地の表示は間崎字イチナイタニ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月27日に会長と事務局で現地に向かい、八東地区担当の加用委員と宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9、10ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。当該地は申請者が時効取得により所有権移転した農地ですが、財産整理のため非農地証明の申請をしたもので、今後売買予定となっています。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に原野となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われまます。

続きまして、番号2。土地の表示は磯ノ川字大谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月27日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。今後売買を予定しており、非農地証明の申請をするものです。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に原野となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われまます。

続きまして、番号3。土地の表示は楠島字ミヨタ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月27日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担

当の清水委員と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 13、14 ページをご覧ください。現地は資材置場となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に資材置場となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

続きまして、番号 4。土地の表示は具同字奥北ヶ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 15、16 ページをご覧ください。資材置場兼駐車場となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に資材置場となっており、また株式会社大二工業および株式会社ダイリンの事務所建物の建築年が平成 6 年であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 5 番 加用委員（八束地区担当）

議席番号 5 番、八束地区担当の加用です。番号 1 ですが、9 月 27 日に現地確認をしました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、東中筋・中筋担当の清水です。2 番・3 番が担当ですから、発表させていただきます。9 月 27 日、会長、事務局、申請代理人と現地を確認しました。昭和 52 年頃耕作放棄され、その後人為的に転用した土地で、現在は木や竹が生え茂っており、農地への復元は困難と認められます。3 番ですが、9 月 27 日、会長、事務局、申請代理人と現地を確認しました。平成 17 年頃、人為的に手を加え 15 年以上経っており、現在資材置場として使用し農地への復元は困難と思われま

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・担当）

4区の岡本です。磯ノ川の件ですが、ここは何十年も前から竹が生い茂っていて、農地にするのは難しいと思いましたが、3番ですが、先月も他の件でこの場所に行きましたが、コンクリートを打って、もう農地にするのは難しいので、清水委員が言われたとおり農地にするのは難しいと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当の正木です。4番の案件ですが、事務局の説明のとおり、資材置場あるいは駐車場として使用して15年以上経っておりまして、農地行政上の支障はないと考えるものです。非農地として問題はないと判断いたしました。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

この場所は自分の自宅からすぐ近くの場所で、自分は平成7年から住んでいますけど、平成7年の時点ではもうすでに写真のとおり状態でした。以上のことから、非農地証明の交付について何ら問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

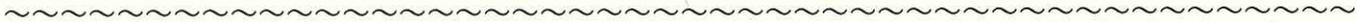
~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

最後に、委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。



四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年10月7日

議長 福留宣彦

署名委員 伊予田真哉

署名委員 井上靖好